



平成 26 年 6 月 10 日

各 位

千葉県市川市南八幡四丁目 9 番 1 号

アクリーティブ株式会社

代表取締役 社長 向井 徹

(コード番号：8423 東証一部)

問い合わせ先 執行役員 財務部長 高山 浩

TEL 03 - 3552 - 8701

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年6月10日開催の取締役会において、平成26年6月25日開催予定の第15期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成26年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行うとともに、1単元株式の数を100株とする単元株制度を導入いたしました。

これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第8条(単元未満株式についての権利)を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款 (新 設)	変 更 案
(以下、第8条から第49条(条文省略))	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(以下、第9条から第50条(現行どおり))</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月25日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成26年6月25日(水曜日)

以 上